# 近世前期の田部家とたたら経営

相良英輔

### はじめに

設置され、しだいに大型化していくと同時に、炉内の高温を安定的に保 が用いられるようになった。さらに製鉄炉は高殿と呼ばれる建物の中に るようになり、これが近世期を通じて充実していった。また、送風施設 実態が明らかでなく、その存在すら疑わしくなってきた。 ら近世の永代鑪への転換と推定されてきたが、今日まで野鑪なるものの も踏鞴や吹差鞴から近世後期には天秤鞴を用いるようになり、 からしだいに炉の下に床釣りと呼ばれる防水防湿の地下施設が設けられ の風を吹き込む送風装置も工夫された。高温を保つ工夫として戦国時代 温度を一五○○度の高温に保つことが要求され、さらにそのために大量 のように鉄鉱石を原料としておらず、その製品は和鉄とも称している。 れを鉄山というようになった。このような日本の伝統的製鉄法は、 木を伐採する山を近世前期には鑪山と称していたが、近世後期からはこ 場によって鉄を製錬・精錬するものである。砂鉄には山の土から鉄穴流 つために地下構造もしだいに緻密化していった。これまで中世の野鑪か る川砂鉄、海岸から採集する浜砂鉄があった。また、木炭の原料となる しという比重選鉱によって砂鉄を採集する山砂鉄と、川の底から採集す たたら製鉄は、砂鉄を原料とし、木炭を燃料として鈩場の炉と大鍛冶 たたら製鉄は、その製法技術において砂鉄を溶融するために炉の中の 大型の炉 西洋

六○回程度は操業するようになった。そして一回の操業で四○駄(四・でせいぜい二十~三十回の操業であったが、しだいに通年操業となり、いっぽう、近世前期には年間操業回数も湿気の多い夏季の操業を休ん

五トン)を生産するようになっていく。

山証文」―『櫻井家たたらの研究と文書目録』所収―)。ろには成立していたとしたという(佐竹昭「櫻井家の資産形成過程と鉄(寛文八)の証文にしばしば見られ、仁多郡では高殿鑪が十七世紀中こ意味する「押立」という表現が一六五九年(万治二)から一六六八年佐竹昭氏は絲原家や櫻井家の鑪山売買証文の検討をして、高殿の柱を

の展開」―『史学研究』第二六七号所収)。 えている(山崎一郎「十七~十八世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業常的な建物=高殿を築いて操業していたことを文献的に示す事例」と考の文言が確認できることから「天秤鞴導入以前、鑪がすでに炉を覆う恒山崎一郎氏も一六五二年(慶安五)の絲原家史料に「鑪かちや屋敷」

た時期を、製鉄に従事していた家の文書によって従来よりも早い時期といずれにしても、高殿が構築され、鉄生産がおこなわれるようになっ

して、これを実証しようとしている。

異なることも確かである。したがって緻密な地下構造をともなう高殿を 量生産体制が成立したかを明らかにすることが今後の課題となる。 築くようになってから、それがどのように発展・成熟し、 井作治氏がいう元禄・享保期の「高殿鑪」体制とは明らかに生産体制が 数は、正徳期(天秤鞴導入以後) したがって具体的なたたら操業あるいはたたら経営について、史料 しかし、山崎氏も言うように、「寛文期(天秤鞴導入以前) の半分程度にすぎない」のであり、 通年操業の大 の操業回

### 限り分析してみたい。 部家文書に基づき、近世前期に鉄山経営者が成立していく過程を可能な ら困難ではあるが、 許す限り時代をさかのぼって考察することが要求される。 小稿では日本有数の鉄師であった雲南市吉田町の田

史料的制約か

## 近世前期の鉄師・田部家

1

代銀は丁銀三百五拾目である。 七郎兵衛、 共に無残」「永代売渡」す証文で、吉田町年寄長左衛門・仁兵衛、 屋三郎兵衛なるものが組頭惣兵衛殿に対し、吉田町の「町屋敷壱間裏地 部家に関係あるものではない。しかし明暦四年五月七日の文書は、すが として明確ではない。田部家の一紙文書の古いものとしては、寛永十年 近世後期の巨大山林地主となり、不動の大鉄師になっていったかは依然 松江藩の三大鉄師、 吉田村庄屋又右衛門、 や明暦四年(一六五八)のものがあるが、これらは直接田 田部家・櫻井家・絲原家がどのような過程を経て 大吉田村庄屋市兵衛も連署している。

から吉田町には当時町屋敷六七筆が存在していたことがわかる。今日の

よると、この時すでに吉田町の存在を知ることができる。

この「検地帳

ところで第一表に示すように、明暦三年「飯石郡吉田村御検地帳」に

#### 【第1表】明暦3(1657)年吉田町屋敷名請人一覧表

24 /L . Lb

								単位;畝
No.	面積	名請人	No.	面積	名請人	No.	面積	名請人
1	1.5	和右衛門	24	1.5	九右衛門	47	1.5	吉兵衛
2	1.5	作左衛門	25	1.5	又蔵	48	1.5	利右衛門
3	1.5	久蔵	26	1.5	九蔵	49	3.0	仁兵衛(翌年町年寄)
4	1.5	四郎兵衛	27	3.0	利兵衛	50	1.5	小三郎
5	3.0	善兵衛	28	1.5	弥之助	51	1.5	多兵衛
6	1.5	彦市	29	1.5	甚右衛門	52	1.5	与兵衛
7	1.5	五郎作	30	1.5	弥十郎	53	3.0	仁兵衛
8	3.0	小左衛門	31	3.0	八郎兵衛	54	3.0	三郎兵衛(目代)
9	1.5	与右衛門	32	3.0	惣兵衛	55	3.0	仁左衛門
_10	1.5	善十郎	33	1.5	九兵衛・次兵衛	56	4.5	長左衛門(翌年年寄)
_11	1.5	庄左衛門	34	0.8	玄与	57	1.5	
_12	1.5	助三郎	35	1.5	久三郎	58	1.5	孫兵衛
_13	1.5	善兵衛	36	1.5	助左衛門	59	1.5	八左衛門
_14	1.5	甚四郎	37	1.5	喜兵衛	60	3.0	七郎兵衛(翌年目代)
_15	1.5	城頓	38	3.0	吉右衛門	61	1.5	
_16	1.5	六左衛門	39	1.5	善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善	62	1.5	
_17	1.5	権三郎	40	3.0	長寿寺	63	2.5	助左衛門
_18	1.5	彦左衛門	41	1.5	助兵衛	64	3.5	安左衛門
_19	1.5	長次郎	42	4.5	次郎兵衛	65	4.5	市左衛門
_20	3.0	目代・三郎兵衛	43	1.5	権兵衛	66	5.5	善次郎
_21	3.0	八兵衛	44	1.5	弥次右衛門	67	6.5	庄右衛門
_22	1.5	五郎兵衛	45	1.5	久左衛門			
23	1.5	次右衛門	46	1.5	与左衛門•源右衛門			

も替っている。 組頭と吉田村庄屋は明暦三年の者が引続き勤めているが、年寄は二人と 代を退き、七郎兵衛にかわっていることが前述の田部家文書でわかる。 注目に値する。 吉田町における町並の原型がこの時すでにできあがっていたと思われ、 この時の目代は三郎兵衛である。三郎兵衛は翌年には目

郎兵衛に譲り、 町の有力者であったことを示している。しかし翌明暦四年には目代を七 町屋敷を二筆持っており、町役人としての目代を勤め、経済的にも吉田 三郎兵衛の身に異変が起きたことを暗示している。近世初期吉田町歴代 左衛門は四畝 筆、一畝十五歩が四五筆であり、 の目代を第一図に示した。 ねている仁兵衛は三畝の屋敷を名請けし、同じく四年に年寄になった長 一五歩一筆、三畝歩一四筆、三畝一五歩が一筆、四畝一五分三筆、 一五歩一筆、六畝一五歩一筆となっている。明暦四年に町年寄に名を連 明暦三年の「検地帳」をみると、六七筆のうち、 一五歩の屋敷を名請けしている。目代三郎兵衛は三畝歩の 「町屋敷壱間裏地共に」売り渡していることから、 各一人が名請けしている。 敷地面積二四歩は一 さらに二畝

### 【第2表】近世前期綿屋(田部家)家屋・畑・腰林の購入と売却一覧

第 1 図

吉田町歴代の目代

七郎兵衛

長左衛門(明暦4年は年寄) 寛文2年(1662)

治右衛門

兄弟に「庄右衛門」(上綿屋)がいるが、田部家に伝えられる系図には

そして九代目安右衛門から「前綿屋」

の家号を持つ)

九代から「田

部」を名乗る。

る系図によると、八代五左衛門までは「田辺」を名乗り、

のような人物かは不明である。田部家九代安右衛門(田部家に伝えられ

六畝一五歩というもっとも広い屋敷地を名請けしている庄右衛門がど

No.	和曆	西暦	月日	売主	面積 (畝)	代銀 (匁)	備考
1	寛文 2	1662	8	吉田町七郎兵衛(明暦 4 年目代)	5.12	400	町屋敷と畠売却
2	寛文 7	1667	3.12	川原町七蔵		40	
3	天和元	1681	12.1	中原や仁右衛門、倅与次右門		210	
4	元禄 2	1689	10.5	宍道や長左衛門、同与三右衛門		700	
5	元禄 4	1691	3.12	掛合村清水久左衛門、同次郎右衛門		275	
6	元禄 5	1692	2.13	喜右衛門、弟又兵衛		140	
7	元禄 5	1692	2.11	新町善十		65	
8	元禄 5	1692	12.19	千谷や七郎兵衛		160	
9	元禄 6	1693	12.25	わたや安右衛門(買主新町弥兵衛)		55	代札丁銀
10	元禄 9	1696	9	新町の市右衛門が安右衛門から借銀		38.1	町屋敷半ヶ所書入

ている。 享保十四年

(一六六二)八月「売申町家屋敷之事」(前蔵27)である。以下、 迄に田部家が吉田町で購入・売却した家屋敷・畠を第二表に示した。 田部家が町屋敷を購入したことを示す最も古い文書は、 (1) 寛文二年

(一七二九) 没となっており、明暦四年とは少し時代が離れ

門」であり、田部家の八代といわれる「五左衛門」である。この証文に 月十二日「永代売渡家屋敷之事」(前蔵27)に出てくる「わたや五左衛 郎兵衛である。 とした。この時、 代銀を未進代銀とし、 裁断により、三人の家、屋敷、後地共に「永代売渡し」とし、 共ニ」丁銀四拾目で売り渡している。 よると、川原町の七蔵は「わたや五左衛門」に「川原町家屋敷壱間後地 人は「御鉄方御仕入米」が未進となり、その時の御代官松本久右衛門の さて寛文二年史料によると、吉田町の七郎兵衛、彦兵衛、仁兵衛の三 五左衛門は、 屋敷を畠とともに購入したのが五左衛門、 後の御代官喜多村忠右衛門に差出し、「御勘定」 田部家文書(2)寛文七年(一六六七)三 久四郎、五 その売買

家屋敷蔵裏地あまり御年貢畑共ニ」丁銀札二一〇匁で売却している。次原や仁右衛門と倅与次右門は、わたや五左衛門に対し、「町屋敷半間、六八一)十二月朔日「永代売渡申家屋敷之事」(前蔵27)によると、中ーわたやは、その後も次々に屋敷を購入している。(3)天和元年(一

以上」という文の貼紙がある。

□四年町年寄、寛文二年目代として登場した長左衛門とも推測することを家蔵裏地余御年貢地共ニ」丁銀札七○○目で売却している。売主は宍ができる。ただ、明暦三年から元禄二年までは三十二年の年月を経ておができる。ただ、明暦三年から元禄二年までは三十二年の年月を経ておができる。ただ、明暦三年から元禄二年までは三十二年の年月を経ており、確証はない。この証文には、半年後の「午ノ三月卅二日」付けで、り、確証はない。この証文には、半年後の「午ノ三月卅二日」付けで、り、確証はない。この証文には、半年後の「午ノ三月卅二日」付けで、の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○月五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○月五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○月五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○月五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○月五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○日五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○日五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元禄二年(一六八九)一○日五日「永代売の田部家売買証文は、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀では、(4)元紀に、(4)元紀では、(4)元紀に、)元紀に、(4)元

吉田町の町屋敷売買証文であることは間違いない。門、年寄新右衛門」の判もある。売主が掛合村の清水久左衛門であるが、村古山五郎右衛門」が連署し、文書の末に同日付の吉田町「目代治右衛地川かきり」を札丁銀二七五匁で売り渡している。これには「証人吉田左衛門」と同次郎右衛門は綿屋安右衛門に対し、「町屋敷壱軒半、但裏占「永代売渡申家屋敷之事」である。これによると「売主掛合村清水久日「永代売渡申家屋敷之事」である。これによると「売主掛合村清水久日、次の田部家売買証文は、(5)元禄四年(一六九一)三月十二

書末に「前書之通り相違無御座候以上」として目代治右衛門と年寄新右りればいつまでもわたや安右衛門の屋敷となるが、その間「年々三割之利足元直シ利ニ利と違い、「買戻シ」を条件としている。ただし、「御年貢諸役目等至迄」と違い、「買戻シ」を条件としている。ただし、「御年貢諸役目等至迄」と違い、「買戻シ」を条件としている。ただし、「御年貢諸役目等至迄」は、四〇目で「十ヶ年切売渡」している。この証文は、これまでの証文像一四〇目で「十ヶ年切売渡」している。中々三割之利足元直シ利ニ人衛門に対し、「西口半間家屋敷裏地共無残但後前戸座せっちん共ニ」代家屋敷之事」である。「売主喜右衛門」は弟又兵衛と連署でわたや安右家屋敷之事」である。これにも文を一次の売買記文は、(6)元禄五年(一六九二)申二月十三日「売渡申次の売買証文は、(6)元禄五年(一六九二)申二月十三日「売渡申

面である。これ以前の証文は寛文二年の場合、文中に「永代売渡面である。

ま「永代売渡し」になっている場合もある。前述の証文史料(4)は元いっぽう、「土地売買再禁止令」が出ているにもかかわらず、そのま

渡」している。これも証文(6)と同じように、「年々三割之利足元直斗七升ハ右畑、石新田、但腰林無残」を代札丁銀六五匁で「十ケ年切売「売渡申畑之事」によると新町の善十は、わたや安右衛門に対し、「高三しかし、同じ元禄五年申二月十一日の証文は、畑の売買証文であるが、ている。「法令」が浸透しているとは言い難いのである。

屋敷之事」である。すなわちこれまで家屋敷を購入する一方であったわ注目すべきは、(9)「元禄六年酉ノ十二月二十五日」の「売渡申町家所之所裏地共ニ無残」代札丁銀一六〇目で売り渡している。「元主千谷や七郎兵衛」はわたや安右衛門に対し、「町家屋敷半ケーでは、「売主千谷や七郎兵衛」はわたや安右衛門に対し、「町家屋敷半ケーでは、「売主千谷や七郎兵衛」はわたや安右衛門に対し、「町家屋敷之事」

事不成候ハ、何ケ年茂其方可為畑候」とある。

シ利ニ利を加、代米ニて返弁巳年買戻シ可申候、

. 若不勝手ニて買戻シ申

衛門」が連署している。 注目すべきは、(9)「元禄六年酉ノ十二月二十五日」の「売渡申町家 治門」が連署している。 注目すべきは、(9)「元禄六年酉ノ十二月二十五日」の「売渡申町家 を開門」が連署している。 注目すべきは、(9)「元禄六年酉ノ十二月二十五日」の「売渡申町家

衛門・綿屋次兵衛の二件に対し、銀二一六貫二九一匁余を借銀しており、ない。櫻井家の場合も宝永元年(一七〇四)、大坂鉄問屋川崎屋次郎右期の鉄山経営は綿屋といえどもそれほど盤石ではなかったと言えなくもしている。綿屋の経営に何等かの危機があったのかも知れない。近世前これまで屋敷を買う一方であった「わたや」が、所有する屋敷を売却

遣し、櫻井家鉄山経営に直接関与している。 (※) 元禄十六~宝永二年(一七〇三~一七〇五)には大坂問屋側が手代を派

ある。 見てみたい。 とし、家屋敷を増やしていったものと思われる。しかしながら、今(1) ない。しかし、綿屋は資金に余裕があるときはこのように貸金業を事業 事」では、 拡大成長していったわけでもない。 私的所有に転化された」などと推測されてきた。しかし、長い過程を経 の為に附与せられたものが大部分を成す」とか「維進変革の際、 この間、八代五左衛門から九代安右衛門の二代にわたる資産集積過程で わたる綿屋の家屋敷を中心とした資産集積過程を見てきたことになる。 ~(10) までの証文をみてきたが、寛文二年から元禄九年まで三四年に あるが、最終的にこの家屋敷が綿屋のものになったかどうかは定かでは 「若本人不埒ニ仕候ハ、右書入申候しち物永代其方へ御取可被成候」と この質物として「町屋敷半ヶ所家屋敷後地共ニ無残」を書入れしている。 も充分成り立つ。 て、地道にコツコツと経済活動をおこなった結果の資産集積という推測 これとは逆に、(10)元禄九年(一六九六)子ノ九月 近世以降、田部家の膨大な資産(家屋敷、田畑、山)、特に山 腰林)についてこれまで「藩政時代に於て松江藩より事業振興 新町の市右衛門が綿屋安右衛門から銀三八匁一分を借用し、 さらに綿屋の資産形成過程を見ると、それほど無難に 以下、田部家のたたら経営について 「借用仕銀子之 法的に

## . 近世前期田部家のたたら経営

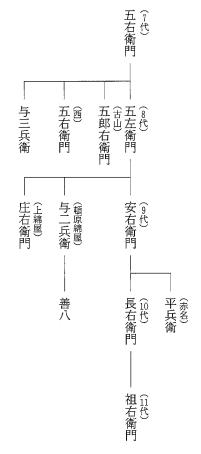
村に帰り、鉄山を再興したという。『金屋子神信仰の基礎的研究』によと記しており、「元和年中」(一六一五~一六二三)備後高野山から吉田家に伝えられている系図によると、六代・与三兵衛通年を「鉄山中興」田部家がいつ頃からたたら経営に携わってきたかは定かでない。田部

の典拠は「田辺家譜」であるが、これは所在不明である。の典拠は「田辺家譜」であるが、これは所在不明である。金屋子神社にの際、その守護神として金屋子神を勧請」と記してある。金屋子神社にの際、その守護神として金屋子神を勧請」と記してある。金屋子神社にの典拠は「田辺家譜」であるが、これは所在不明である。金屋子神社にの典拠は「田辺家譜」であるが、これは所在不明である。金屋子神社にの典拠は「田辺家譜」であるが、これは所在不明である。金屋子神社にの典拠は「田辺家譜」であるが、これは所在不明である。

田部家がたたらに携わったことがわかる一紙文書で、最も古いものは、田部家がたたらに携わったことがわかる一紙文書で、最も古いものは、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が存在したかどうか定かでないが、いまの時点で「高殿」といえる設備が構入したのは、遺資といえるほどの設備ではなかったのかも知れない。

(共同操業) することで引き継いだ。しかし三年後はお互い折り合いがらなって後三年間はその子五右衛門(兄)と五郎右衛門が「寄合吹」となって後三年間はその子五右衛門(兄)と五郎右衛門が「寄合吹」とが、七代・五右衛門は吉田村の大次米(おおじまい)鑪(近世期の掛ると、七代・五右衛門は吉田村の大次米(おおじまい)鑪(近世期の掛の大、七代・五右衛門は吉田村の大次米(おおじまい)鑪(近世期の掛の村の大路営に関する相続の紛議が生じている。まず第二図に綿屋でともあれ、綿屋は少なくともこの寛文十三年にはたたら経営をはじめともあれ、綿屋は少なくともこの寛文十三年にはたたら経営をはじめ

# **第2図 綿屋(田部家)七~十一代系図**



## 3. 元禄以降のたたら経営

か。「鉄山旧記」によると、元禄四年(一六九一)松江藩でも天秤吹き元禄期以降の田部家のたたら経営はどのようなものであったであろう

の鉄生産量増大につながったことを示している。を三割増額させるが(卜蔵家文書「諸控」)、このことは天秤鞴導入が鑪である。元禄七年(一六九四)、松江藩は天秤鞴使用のたたらの運上銀が始まり、松江藩御札座による「御買鉄」(藩の専売)が始まったよう

ぐるしく変わり、混乱していることがわかる。 姓から藩への「年々」の訴えがあったことを明らかにしている。 くなったことなどが原因といわれるが、大量生産体制が可能になっても、 秤吹きが一時的に中止になったのは、濁流被害に苦しむ百姓の訴えや鉄 れ、大量生産体制になりつつあるたたら製鉄に対して、 櫻井家史料に基づき、「鉄穴流し」の濁流被害に苦しむ神門・出雲郡百 粉鉄の供給が追いつかないことなども理由の一つである。宝暦十一年の 穴流しの増加によって川床が上がり、天井川になり、洪水が起こりやす せることで天秤吹きの使用を認めている。もはや「天秤吹き」をやめて を命じられた。しかし翌年には、鑪一ヶ所につき米一五石五斗を支払わ 所へ行っている。 拾年賦」の「願書」を携えて、藩御役所の桑原喜太夫と岡本善右衛門の 「差吹き」で他藩の鉄師と競争することはできなかったのであろう。天 |鉄方御条目|| ではそのあたりの実情がよくわかる。 正徳元年(一七一五)五月、鉄師は「御買鉄代御議定違」と「不足銀 同四年八月には天秤吹きが中止となり、「元之通差吹 また山崎一郎氏も 藩の政策がめま

行ったことをうかがわせる。

この時期、鉄師たちも大量生産に対して、販売体制が整わず、必ずしていたことでこの「事件」は終息している。この事件での鉄代銀の清算方法を巡り、藩と鉄師たちの間で激しい対立が鉄制下での鉄代銀の清算方法を巡り、藩と鉄師たちの間で激しい対立がは割下での鉄代銀の清算方法を巡り、藩と鉄師たちの間で激しい対立がは多郡、鉄師たちも大量生産に対して、販売体制が整わず、必ずして、の時期、鉄師たちも大量生産に対して、販売体制が整わず、必ずし

### ・元禄以降の田部家

たころ、庄右衛門も元禄十年の八月と十月、さらに同十七年三月に合わ 田部家九代の安右衛門が元禄五~九年ころ、家屋敷を次々と購入してい わっている。 屋を号したが、享保十四年没している。したがって上綿屋は一代で終 拝戴御小袖」し、「田辺」を「田部」に改めさせ、「前綿屋」の「家号」 せて三軒の家屋敷を購入している。「鉄山旧記」にも享保十一年(一七ぽ) を名乗らせたという。この時、安右衛門の兄弟に庄右衛門がおり、上綿 衛門)が二ヶ所許されたが、庄右衛門も一ヶ所許されている。 一二)松江藩の鈩を一〇ヵ所定めた時、綿屋鍋助(田部家一一代・祖右 田部家の九代安右衛門は、「田部家系図」によると、「此時鉄山益々繁 金銀如山、 しかし庄右衛門は一時期、 米穀満庫」 で、 「隆源院殿様御成奉入、 かなり経済的にも勢いがあった。 鍛冶屋御上覧、

「御米代弐拾貫目余不納仕候得共、御憐憫ヲ以年賦ニ被為仰付」たばか門に対し、「実父与次兵衛家督猶以相続得不仕候」と述べ、与次兵衛もに入置申鉄山」も手放さざるを得なくなっていた。善八は、与頭甚左衛少であったため、頓原綿屋・与次兵衛の子、善八が養子に入った。しか少にのが、享保十四年に庄右衛門が亡くなり、その子松之助はまだ幼ところが、享保十四年に庄右衛門が亡くなり、その子松之助はまだ幼

局、上綿屋の鈩関係資産は綿屋長右衛門が引き継いだようである。 信年十一月の善八から田部長右衛門と土屋半十郎への「口上覚」によると、「養父の善八から田部長右衛門と土屋半十郎への「口上覚」によると、「養父に右衛門代より之借銀殊ニ近年御拝借銀并ニ新借大分出来仕」、返済すら、大坂、宍道、三刀屋にもあり、二人の手代は、これらをも綿屋長右衛門と土屋半十郎に訴願している。この時の庄右衛門方の借銀は、石見屋のみなら上がないより、既に潰れるしかない状態であり、善八は実家の頓原へに通難」した。その後、上綿屋の手代、孫右衛門と善居のみならば、大坂、宍道、三刀屋にもあり、二人の手代は、これらをも綿屋長右衛門と土屋半十郎に訴願している。この時の庄右衛門方の借銀は、石見屋のみならに一方に、大坂、宍道、三刀屋にもあり、二人の手代は、これらをも綿屋長右衛門と土屋半十郎に訴願している。結構を表表を表表を表表という。

たのである。 右衛門の銘が刻まれている。この時綿屋は並ぶものなき存在になってい年九月に建てられているが、一〇代・田部長右衛門元年と一一代・同祖位を築いたものと思われる。木ノ下の金屋子神社の立派な鳥居は元文五 この享保十八年時点で、綿屋長右衛門家は一族の長として確固たる地

### 注

(1) たたら製鉄における地下構造の三型があり、中世から近世へいたる炉間見浩氏は地下構造について、本床状遺構と小舟状遺構で構成されるとして、常見浩氏は地下構造について、本床状遺構と小舟状遺構で構成されるとして、全体が長方形に近く、その両面の溝も本床状遺構に平行し、直線的となっており、全体が長方形をなすものに推移するもの、(3) 本床状遺構で構成されるとして、全体が長方形をなすものに推移するもの、(3) 本床状遺構で構成されるとして、高さが1メートルをこえるように大型化し、本床状遺構の両側に見られる溝には石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉は石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉は石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉は石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉は石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉は石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉は石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の三型があり、中世から近世へいたる炉は石や鉄滓で蓋をわたしたような構造の正型があり、中世から近世へいたる炉は石や大造構がでする。

浩之編『中国地域と対外関係』―』。 ・ 「河瀬正利氏は、潮見氏の提示した型に加えて、本床状遺構のみで構成されて、河瀬正利氏は、潮見氏の提示した型に加えて、本床状遺構のみで構成されいる(潮見浩「調査の総括」―『中国地方製鉄遺跡の研究』―)。これに対しの地下構造は、この三つの段階をへて近世の本床釣りへ推移すると位置付けての地下構造は、この三つの段階をへて近世の本床釣りへ推移すると位置付けて

氏の論文)といっている。 るようになるのは十七世紀前半頃のことと考えられる」(注(1)に示した河瀬のようになるのは十七世紀前半頃のことと考えられる」(注(1)に示した河瀬(2)河瀬正利氏は、「床釣り施設が設置され、製鉄炉を覆う建屋の高殿が築かれ

期と考えるのが最も妥当であろう」という(『近世製鉄史論』)子の「生産力的な有位性」を強調しながら、「天秤吹子の始期は、貞享・元禄が、吹差吹子製鉄法の行われた期間であると推測される」とし、さらに天秤吹ら吹差吹子への発展が行われ、十八世紀初・中葉にいたる約一世紀半~二世紀武井博明氏は「出雲・石見地方の鉄山においては、十六世紀中葉に踏吹子か武井博明氏は「出雲・石見地方の鉄山においては、十六世紀中葉に踏吹子か

により、多量の和鉄 ができる」といい、「高殿鑪体制」が「ほぼ元禄・享保期を境に確立したこと 国で、ついで貞享・元禄年代に安芸・出雲両国、 国地方で、天秤吹鑪が開始される時期は、まず天和・貞享年代に伯耆・備後両 が普及するまで、踏吹子による製鉄がおこなわれていた」とする。また、「中 前期には備後・安芸両国にも伝播して用いられ、伯耆・美作地域では天秤吹子 出雲地方で十六世紀半ばから踏吹子から吹差吹子に発展しており、さらに近世 さらに『鉄山必用記事』の記述から、「生産量の鍵をにぎる送風装置は、石見・ 制への編成替が行われて、村方地主の経営へと移行したようである」といい、 あるいは広大な林野をも占有する名田地主の鉄山経営が解体し、近世的生産体 と冶金』所収一)。 土井作治氏は、 (「近世たたら製鉄の技術」— 「中国地方の山間部で行われるたたら製鉄は、 (割鉄)・和鋼 (釵) 『講座・日本技術の社会史 を産出するようになった」と述べて 享保年代に石見国ということ 中世末の土豪 第 5 巻 採鉱

- (3) 土井氏論文、注(2)に示した論文。
- おり、近く成果を出していただけるものと期待している。のなかの「永代売渡申山之事」。この史料に関連しては山崎一郎氏が分析して(4)田部家文書 整理番号 前蔵28-8-2「志津見村鉄山証文并かやの山證文」

に続いての成果が期待される。文書が発見されており、佐竹昭氏によって分析されつつある。絲原家、櫻井家文書が発見されており、佐竹昭氏によって分析されつつある。絲原家、櫻井家書には、『日本林制史資料』にも所収されていない多くの近世前期の山林関係また佐竹昭氏は、近世前期田部家の鉄山集積過程に注目している。田部家文また佐竹昭氏は、近世前期田部家の鉄山集積過程に注目している。田部家文

- (5)田部家文書 整理番号 前蔵27「永代売渡申町家屋敷之事」
- したものを使用させていただいた。(6)広島大学付属図書館所蔵。同大学中山富広氏の好意により、氏の翻刻・敷
- (7) 田部家文書 前蔵2-12-2
- 所収) 山崎一郎「正徳四年「覚書」について」(『櫻井家たたらの研究と文書目録』
- 佐竹昭氏の研究成果が近く出るはずである。(一九六〇年)。近世前期田部家の山林集積については注(4)で言及したように、(9)小野武夫「出雲名族の研究」(昭和二年)、山田盛太郎『日本農業生産力構造』
- 明暦四年以降の一紙文書があり、それと照合することができる。で作製したものであるが、それまでに伝えられた系図を「浄書」したものであであるが、それまでに伝えられた系図を「浄書」したものである。
- (⑴)二○○四年三月、鉄の道文化圏推進協議会編、岩田書院発行、二二八頁
- (12) 田部家文書 前蔵26-2-1-1
- 一紙文書にはたびたび「古山・五郎右衛門」とでてくるので、こちらが正しい図に示す「8代五左衛門」の兄弟のところで、「古山・与三兵衛」とあるが、(3)田部家文書 前蔵29-8 田部家に伝えられている「系図」では、本稿第二

と理解して訂正した。

- 二〇〇五年三月)所収(1)『鉄師絲原家の研究と文書目録』(島根県横田町―現、奥出雲町教育委員会、
- 第二六七号所収) (15) 山崎一郎「十七~十八世紀、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」(『史学研究』
- (7)「寄一郎「言語祖言「宮書」とうから「『歌手できたらの手記にて書目录』(1)(五年三月)所収(1)『鉄師絲原家の研究と文書目録』(島根県横田町―現、奥出雲町教育委員会―、
- 所収、奥出雲町教育委員会、二〇〇八年三月)(钌)山崎一郎「正徳四年「覚書」について」(『櫻井家たたらの研究と文書目録』
- (20)田部家前蔵、箱27県横田町―現、奥出雲町教育委員会―、二〇〇五年三月)所収。

(1)「享保年間三郡御買鉄ニ関スル一件」(『鉄師絲原家の研究と文書目録』(島根

(18) 注(15)に同じ。

- (21) 田部家文書、前蔵19-2-3、享保十八年九月「乍恐奉願上御事」
- (22) 同上、前蔵19-2-36
- (23) 同上、前蔵19-2-35